

第3次三芳町子ども読書活動推進計画（素案）に対する町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件：第3次三芳町子ども読書活動推進計画（素案）		
担当課：社会教育課 （図書館）	メールアドレス：tosyokan@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	1件	
対応状況	下記のとおりといたします。	
素案に対する意見等	対応方針	町の考え方
<p>意見1</p> <p>①『*電子書籍については、図書館で提供する可能性も視野に入れ、子どものための電子書籍の種類・内容・質・ニーズ・手渡し方等の研究を進めます。』とあるが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により非接触型の来館，閲覧ニーズに対応する必要性を鑑み，コロナ対策の補助金等の活用も含めて早急な導入を希望します。</p> <p>②電子書籍は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）に対して，視聴覚障害者に対するサービスが拡充されていることから有益な施策であると考えます。</p> <p>③自治体（広島県尾道市，広島県福山市，北海道帯広市等）によっては，市内の小中学校生徒全員に電子図書館のIDを配布し，GIGAスクール用端末による朝読の活用が積極的に行われている。学校連携，活字文化に触れあうきっかけ作りの観点からも有益な施策であると考えますので，</p>	<p>原案の通りとします。</p>	<p>ご意見の項目ごとに回答いたします。</p> <p>①につきましては，原案の通りといたします。電子書籍については，すでに，電子書籍の内容や先行図書館のリサーチを始めています。図書館で扱う電子書籍は，その多くが期限ごとに支払いが必要となるレンタル形式であるため，電子書籍の提供継続に不安を覚える先例もあると分かりました。三芳町では，電子書籍と紙の本の両方を上手に組み合わせ，長期的に提供できる形を模索しており，図書館で電子書籍の提供する可能性も視野に入れ，引き続き調査・研究を続けます。</p> <p>②につきまして，ご意見を参考に，一部修正いたします。ご指摘の視覚障害者の読書を支援する資料収集に関しましては，計画23ページから始まる「○読書が困難な子どもへの支援」の中で，24ページ1行目に「デイジー図</p>

<p>先行事例のある自治体の図書館へヒアリングを行って頂き、電子図書館の導入を進めて頂きたい。</p> <p>④平成 20 年の図書館システム導入から 10 年以上が経過している。町のDX推進の観点からも図書館システムのクラウド化を検討頂き、更なる利便性向上、運用保守費の削減、運用効率化、セキュリティ対策向上に努めて欲しい。</p>		<p>書等障害に応じた資料の提供」について述べております。ただし、いただいたご意見から、以下のように修正いたします。</p> <p>(修正)</p> <p>「デイジー図書」という名詞を、より多様な障害（視覚障害、発達障害、知的障害、上肢障害等）に対応できる「マルチメディアデイジー図書」という名詞に修正いたします。それにともない、24ページ下部の注記「*1 デイジー図書：視覚障害者や弱視者のために、印刷物から作成されたデジタル録音図書」を、「*1 マルチメディアデイジー図書：音声と一緒に、文字や画像が表示されるデジタル図書。発達障害、知的障害、上肢障害、視覚障害などのために読むことが困難な方に有効であるとされている。」と、修正いたします。</p> <p>③につきましては、いただいたご意見を今後の参考とさせていただきます。</p> <p>④につきましては、「三芳町子どもの読書活動推進計画」の範疇に収まらない課題であるため、いただいたご意見を今後の参考とさせていただきます。</p>
---	--	--